

令和6年3月定例会一般質問

通告2

質問 安心の就学へ「5歳児健診」の実施を

答弁 実施に向けた検討をします

5番 佐久間 ふみ子 議員

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

5番、佐久間ふみ子でございます。安心の就学へ、5歳児健診の実施をについて質問いたします。

落ちつきがない、周囲とうまくかかわれないなどの発達の特性を持つ子どもたちは、小学校への就学後に、環境に適応出来ず、不登校になったり、問題行動を起こしてしまったりすることが少なくありません。

小学校入学の5、6か月前に教育委員会の就学時健診がありますが、入学まで期間が短く、十分な時間を持って必要な支援につなげることは難しいと思います。子どもの成長に不安を感じているが、どこに相談したらよいか分からず、1人で悩みを抱えてしまう保護者は多いのではないのでしょうか。我が子の特性を理解し、かかわり方などについて保護者が専門家に相談できる機会としても、5歳児健診の実施後のフォローアップ体制の充実が重要です。健診によって、そうした特性に気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、子どもは通常学級で問題なく学べるようになると思います。

実際に、5歳児健診を導入した自治体では不登校が減ったという研究結果があるということです。群馬県藤岡市では、全ての5歳児を対象に月2回の健診日を設け、一次健診を保健センターで実施し、会話や発音のチェック、〇〇は何をするためのもの？といった概念形式の確認などを行う保健師の問診や、ほかの子どもたちとの集団遊びを通して、行動やコミュニケーションの状況を確認したり、気になる行動が見られる場合には、保護者に二次検診を勧めたり、また必要に応じて、子どもが日常的に過ごす幼稚園や保育園での様子を専門職が観察するなどして受診を勧める場合もあるということです。道内でも、せたな町は平成21年度から5歳児健康相談として実施し、療育機関や医療機関と連携して、保護者の悩みに寄り添った支援体制の充実を図っています。

また、札幌市では健診の実施前に5歳児アンケートを送付して、家庭での発達状況を確認



認、内容に応じた相談会も実施し、就学まで継続した支援を行っています。

乳幼児健診については、1歳6か月健診、3歳児健診と母子保健法で義務化され、実施されてきましたが、昨年11月成立の2023年補正予算で、新たに1か月児と5歳児の健康診査に係る費用を国が2分の1助成することにより、実施体制が整備されることになりました。

5歳児健診で発達障がいなどを早く発見し、就学前までに必要な支援につなげて、子どもと保護者が安心して就学を迎えるため、5歳児健診は大変重要であると思います。

本町においても、次年度から5歳児健診の実施体制を整備すべきと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

佐久間議員御質問の、安心の就学へ、5歳児健診の実施をについて御答弁申し上げます。

議員御説明のとおり、現在、乳幼児の健康診査につきましては、母子保健法第12条の規定によりまして、1歳6か月健診と3歳児健診が義務づけられておりまして、本町においても実施をしております。

本町における令和4年度の受診率につきましては、1歳6か月児で100%、3歳児健診では99.1%と高い受診率となっております。各種健康診査等において、身体発達や精神発達の遅れなど、発達上支援が必要と認められる場合には、子ども相談を行い、作業療法士や言語聴覚士、公認心理士など、専門職の相談や指導を受けられるよう支援しているとともに、必要に応じて児童デイサービスセンターへつなぐなど、保護者の不安の軽減や児童の発達が促進されるよう、必要な支援が受けられるよう体制を整備しております。

そのような中、今般、国におきまして、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的に、新たに母子保健医療対策総合支援事業として、1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成する事業が追加されたところであります。これによりまして、1か月児健康診査につきましては、本定例会の補正予算により上程させていただいており、その全てを繰り越し、4月より実施する予定としております。

1か月児健康診査につきましては、身体発育状況、栄養状況、身体の異常の早期発見、子どもの健康状態や育児の相談などを健診時に確認することとされておりまして、原則、医療機関での個別健康診査となっております。本町においては本人負担ではありますが、既に実施していることから4月からは健康診査費用を助成することで、本人負担の軽減が図られるものでございます。

議員御質問の5歳児健康診査につきましては、原則、保健センターで行う集団健康診査

となっており、健診の内容といたしましては、精神発達の状況や言語発達の遅れなど、心身の異常の早期発見、生活習慣の自立や社会性の発達など、育児上問題とされる事項などとされており、健康診査の結果、発達障がい等と判定された場合には、就学前に必要な支援につなげるものとされていることから、実施に当たり、健康審査の日程や医師確保のための医療機関との調整、また、必要な支援につなげるフォローアップ体制の充実のための市町村の関係部局や都道府県などと協力できる体制を地域で構築するなど、多岐にわたる準備が必要であることに加え、実施に当たっての国からのマニュアル等については、これから示されることでありまして、令和6年度中に実施に向けた検討をすることとしておりますので、御理解をお願い申し上げます。